

令和 7 年度
パパ育休取得促進モデル企業サポート事業 募集要領

1 趣旨

仙台市内における男性の育児休業取得の気運を高めるため、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めようとする中小企業等に専門家を派遣してサポートするとともに、成果事例を情報発信するものです。

2 事業概要

- (1) 仙台市内の中小企業等 6 社程度を「パパ育休取得促進モデル企業サポート事業」のモデル企業（以下「モデル企業」という。）として選定します
- (2) モデル企業に社会保険労務士等の専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、モデル企業が抱える課題等に応じて、規程整備や業務改善に向けた支援を行います

＜支援内容（例）＞

- ・ 男性育休取得の推進にあたっての課題の掘り起こしや阻害要因の分析
- ・ 課題解決に向けた対応策（社内制度整備や仕組みづくりなど）の提案
- ・ 男性育休取得に関する助成金等の受給手続きのサポートや活用提案
- ・ 子育て中の従業員が働きやすい制度導入の提案（フレックスタイム制・時短勤務・子の看護等休暇制度）

- (3) アドバイザー派遣を通じた成果を事例紹介として情報発信します

3 事業期間

令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月

4 応募資格

以下の（１）～（７）を全て満たす中小企業等とします。

- (1) 常時使用する従業員数が 300 人以下であること
- (2) 会社にあつては登記されている本店の所在地が、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ仙台市の区域内であること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと
- (5) 過去 3 年間、育児・介護休業法及びその他労働関係法令に係る重大な違反がないこと
- (6) 公共法人（法人税法別表 1 の「公共法人」に該当するもの）又は仙台市の外郭団体でないこと
- (7) 雇用保険の適用事業所であること

5 応募要件

以下の（１）～（４）を全て満たすことを応募要件とします。

- (1) 育児・介護休業法の育児休業の取得促進や会社独自の男性育休制度創設に意欲があること。また、派遣されたアドバイザーとともに、男性の育休取得が一般的なものとなる企業風土の形成を目指す意欲があること
- (2) アドバイザー派遣中は、アドバイザーが行う従業員対象の調査やヒアリング、効果検証等に協力すること

- (3) アドバイザー派遣終了後おおむね3年間は、本財団が行う男性の育休取得促進に関する取組の情報発信（動画撮影やチラシの作成に向けた取材等）に協力すること
- (4) アドバイザー派遣終了後も継続して男性の育休取得促進の取組を実施するとともに、本財団や仙台市が実施する男性の育休取得に関する広報や調査等に協力すること

6 アドバイザー派遣費用

費用負担なし

※アドバイザー派遣に係る費用及び事例紹介に係る広報費用は本財団で負担します。

ただし、本事業の実施に伴う従業員の人件費や会議費等の経費については負担しません。

7 スケジュール

- 令和7年 5月 モデル企業募集開始（応募締切7月11日）
- 7月 モデル企業選定（応募者が多数の場合は、従業員数等の企業規模や業種などを総合的に勘案し選定します。選定結果については、7月中に、全応募者にお知らせします。）
アドバイザー派遣開始（派遣する回数：6回程度）
- 令和8年 2月 アドバイザー派遣終了
- 3月 報告書作成、事例公表

8 応募方法

- (1) 募集期間 令和7年5月19日（月）～7月11日（金）
※応募にあたって事前相談も可能です
- (2) 提出書類 ①「パパ育休取得促進モデル企業サポート事業 応募シート」 1部
②「チェックシート」 1部
- (3) 提出方法 下記応募先までメール、郵送又は持参（持参の場合、平日午前9時から午後5時まで受付）
- (4) 応募先 公益財団法人仙台こども財団 企画課
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 4階
Mail : info@sendai-kodomo.jp

9 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担となります
- (2) 募集期間後の提出及び再提出はできません
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は無効となります
- (4) 提出された書類等は返却しません
- (5) 提出書類に使用する言語は日本語とします

問い合わせ	公益財団法人仙台こども財団 企画課 柴崎・川野 〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 4階 TEL : 022-302-5275 FAX : 022-302-5276
-------	--